

障害者等の駐車場利用 料金免除について

当施設では、埼玉県の条例等※により、障害者等の駐車場利用料金を24時間以内に限り免除しています。

料金免除には駐車券の無料処理が必要となりますので、下記該当証明書類をお持ちの方は、3階運営事務室までお申し出ください。

減免対象となる障害者等の証明書類

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害福祉サービス受給者証	特定医療費（指定難病） 受給者証	特定疾患医療受給者証
被爆者健康手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証

※条例等：「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例及び施行規則」



お問い合わせ
ふれあいキューブ3階 運営事務室
TEL：048-734-3005
<http://www.kasukabehall.jp/>